

神戸市健康危機対処マニュアルの策定について

1. 策定の経緯

新型コロナウイルス感染症の経験から、地域保健法第 4 条の規定により「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）」が改正され、今後の感染症に備え、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、改正感染症法に基づき令和 6 年 3 月に策定している「感染症予防計画」等を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所それぞれにおいて「健康危機対処計画」を策定することが明記された。

本市では、より具体的な内容にするため、健康危機対処計画を「健康危機対処マニュアル」とし、昨年度末に策定した神戸市感染症予防計画を踏まえ、健康危機管理体制の構築・強化を目的に、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新興感染症による健康危機発生時に備えた人材育成のための研修・訓練、施設基盤・備蓄物資の確保等について定める。

【神戸市感染症予防計画と神戸市健康危機対処マニュアルとの関係】

神戸市感染症予防計画 (令和 6 年 3 月策定)	神戸市健康危機対処マニュアル
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後の神戸市における感染症対策の方向性を示す計画	感染症予防計画に基づき、保健所体制及び検査体制等の具体的な内容を定めたマニュアル

2. 主な項目

保健所版

＜平時における準備＞

神戸市感染症予防計画	神戸市健康危機対処マニュアル
○保健所は、「健康危機対処マニュアル」を整備し、対応困難な原因不明の症例や、重大かつ緊急性のある感染症が発生した際、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、平時から準備を整えておき、随時見直しを図る	○業務量や人員数の想定 新型コロナウイルス感染症第 6 波と同規模の感染者数を想定し、業務量や必要人員について明記

神戸市感染症予防計画

○各種数値目標等を設定

➤ 検査体制の目標値

検査機関名	流行初期	流行初期以降
健康科学研究所	250 件／日	250 件／日
民間検査機関等	－	300 件／日

➤ 宿泊療養施設の確保目標

	流行初期	流行初期以降
確保居室数	160 室	760 室

○患者移送のための体制の確保

神戸市健康危機対処マニュアル

○人材育成（研修・訓練）

予防計画に定めている年 4 回の研修について、具体的な実施時期や研修・訓練の内容について明記

また、うち 1 回は防護具（PPE）の脱着等、実践的な訓練とする

○保健所内の組織体制

緊急時等の連絡体制や有事の際の指揮命令系統、管理責任者について定めるほか、他部局からの応援や外部人材の確保及び配置、備蓄物資について明記

○協定締結先等を具体的に記載

➤ 検査体制

シスメックス(株)と協定を締結（500 件／日）

流行初期以降に 750 件／日の検査実施可能

➤ 宿泊療養施設

(株)ニチイホールディングス等 3 社と協定を締結

○移送体制

日本交通関西本部(株)と協定を締結

（自宅～医療機関・宿泊療養施設）

< 感染状況に応じた体制等 >

神戸市感染症予防計画	神戸市健康危機対処マニュアル
○健康危機対処マニュアルは、発生状況等に応じて想定されるリスク及びリスク対策、対策本部構成員及び設置・解散の基準、対策本部の責任者、各行政組織内の役割分担等について明確化しておく	○国内での新興感染症等の発生を認めた場合、健康危機管理対策本部を設置

神戸市感染症予防計画	神戸市健康危機対処マニュアル
	○感染状況に応じた具体的な対応 〔海外・国内発生期〕 ・ 市民向け相談窓口の設置 ・ 感染症指定医療機関等と連絡会を開催し、接触者・発熱外来開設を調整 ・ 市民に対し、感染症の特徴や感染予防策についての情報発信 〔市内発生期・国内流行初期〕 ・ 24 時間対応の相談センターに拡充 ・ 接触者・発熱外来の拡充 ・ 積極的疫学調査（感染者及び濃厚接触者への聞き取り）の実施及び入院調整 ・ 高齢者施設等への感染対策の強化 ・ クラスター防止対策（クラスターが発生した施設・病院においてウイルスのゲノム解析を行い、感染経路を特定し再発を防止する） ・ 感染者及び医療従事者への風評被害防止のための啓発 ・ 保健所の通常業務を制限し、感染症対策業務へのシフトを行う 〔市内流行期〕 ・ ワクチン接種の体制整備（集団接種・個別接種・大規模接種） ・ 自宅療養フォローアップセンターの整備 ・ 自宅療養者への支援（食料支援等） ・ 外来診療のひっ迫を防ぐため、検査キット配送センターの整備 ・ 要配慮者（妊婦・透析患者等）の入院調整

神戸市感染症予防計画	神戸市健康危機対処マニュアル
	〔感染小康期 （一旦、感染の波が収まった時期）〕 ・次の波に備え、課題を整理し対策を検討 ※感染が拡大した場合は、上記の市内流行期の対策へ移行

健康科学研究所版

<平時における準備>

神戸市感染症予防計画	神戸市健康危機対処マニュアル
○検査機関の資質の向上等 健康科学研究所は、新興感染症の発生初期において検査を担うこと、並びに流行初期以降では変異株 PCR 検査及びゲノム解析を主に担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努める	○人材育成（研修・訓練） ・職員に対し新興感染症等の発生に迅速に対応できるように、最新の検査技術や感染防御に対する研修・訓練について具体的に記載 ・病原微生物の培養や遺伝子検査、ゲノム解析などの高度な技術研修を職員が計画的に受講できるように管理・調整。 ・外部研究機関との共同研究を通じた、最新科学技術の取得、能力の向上、および連携の強化 ○検査機器の整備 ・検査の実施に必須であるリアルタイム PCR 装置や次世代シーケンサーなどの検査機器等について、メンテナンスや老朽機器の更新等を踏まえ、適切に管理を行うための機器整備計画を作成 ○検査試薬等の備蓄 ・健康危機発生による試薬流通の遮断に備えるため、平時から必要な検査試薬等の物品をリストアップし備蓄 ・備蓄にあたってはローリングストックに努め、新型コロナ感染症発生時の実績を踏まえ 2,000 検体分を管理

<感染状況に応じた体制等>

神戸市感染症予防計画	神戸市健康危機対処マニュアル
○流行初期は、新興感染症に対応した新たな試薬の普及や検出方法への対応に一定時間を要するため、健康科学研究所を中心に対応する ○流行初期以降は、試薬や検出方法の普及が進むと見込まれることから、民間検査機関、医療機関への委託を中心に対応する。 健康科学研究所では、民間検査機関等でも実施が困難な変異株 PCR 検査及びゲノム解析を主に担う。	〔海外・国内発生期〕 ・情報把握に努めて初発に備え、健康危機対応検査の検査方法を検証・実施 〔市内発生期・国内流行初期〕 ・検査体制を国立感染症研究所と連携して迅速に構築 ・流行初期に検査対応ができる唯一の市内検査機関であることから、通常の業務について縮小あるいは中止し、安定的な検査体制を確保 〔市内流行期〕 ・多数の変異株の発生が予想されるため、民間検査機関では実施困難なゲノム解析を中心とした検査体制に移行 ・通常の PCR 検査については、民間検査機関、医療機関へ委託 ・民間検査機関等の検査精度の確保のため、健康科学研究所が当該検査機関の PCR 検査体制を確認のうえ、必要な助言を行う ・新たな変異株の特性を科学的に分析し、必要に応じて入院期間の短縮等について国への提言を行う 〔感染小康期 (一旦、感染の波が収まった時期)〕 ・感染の再拡大、新たな変異株の出現等の早期探知 ・備蓄から消費した試薬等の調達等 ・再流行の際の速やかな体制確保

3. スケジュール

- ・令和7年度初旬策定予定